

福岡医発第1202号(総)
平成17年9月30日



各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 竹嶋 康弘



「国民保護に関する基本方針」に基づく生活関連等施設の把握について
(病院及び診療所における生物剤及び毒素の保有状況調査)

今般、厚生労働省医政局総務課長及び指導課長より別紙のとおり標記通知がなされ、本会に対しても日本医師会長並びに福岡県保健福祉部長よりその協力依頼がまいりました。

本通知は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(いわゆる「国民保護法」)及び同法による「国民の保護に関する基本方針(「基本方針」)に基づくものです。

「国民保護法」では、武力攻撃事態等において、災害の発生又はその拡大の防止のため生活関連等施設の管理者に対して安全確保のため必要な措置を講ずるよう要請することを都道府県知事に認め、また、危険物質等に係る災害の発生防止のための措置を講ずることを指定行政機関の長及び都道府県知事に課しています。(ここでは、病院及び診療所のうち、危険物質等の取扱所であるものが生活関連等施設に該当します。)

さらに、基本指針において、生活関連等施設の所管省庁及び都道府県は、相互に緊密な連絡をとりつつ、その所管する生活関連等施設又はその区域内に所在する生活関連等施設を把握するものとされており、この度、すべての病院、診療所を対象に、生物剤及び毒素を保有する施設の調査を実施するものであります。

本年7月の平均的な状況についての調査ですので、院内での検体の保管が一時的な場合は該当致しません。また、問い合わせたところ、ポリオウイルス等の生ワクチンについては、弱毒製の病原体を用いているため、国民生活や周辺の地域に著しい被害を及ぼす可能性は低いと考えられ、調査の対象外とされております。ご参考までに、9月16日付にて厚生労働省医政局より出されました本調査に関する疑義についての回答を添付しておりますのでご参照ください。

調査方法につきましては、各保健福祉環境事務所より各医療機関へ調査票が送付されますので、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

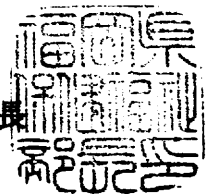
なお、本調査によって把握された情報は、総務省消防庁を経由して各都道府県の国民保護(防災)担当部局へ情報提供され、国民の保護のための措置と実施の用に供されることとなりますので、ご承知置きの程お願いいたします。

17医指第1650号-2
平成17年9月28日

社団法人福岡県医師会長
社団法人福岡県病院協会
社団法人福岡県私設病院協会
社団法人福岡県精神科病院協会
全国自治体病院協議会福岡県支部
社団法人福岡県歯科医師会長

殿

福岡県保健福祉部長



「国民保護に関する基本方針」に基づく生活関連等施設の把握について
(病院及び診療所における生物剤及び毒素の保有状況調査)

本県の保健福祉行政につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について、厚生労働省医政局総務課長、同指導課長から別添(写)のとおり依頼があり、調査を行いますのでご協力をお願いします。

つきましては、貴会会員の方に対して周知していただきますようお願いいたします。

なお、調査方法については、各保健福祉環境事務所より各医療機関に対して調査票を送付し、回答していただく予定ですので申し添えます。





医政総発第 0831001 号

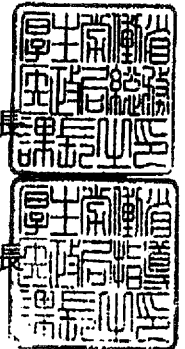
医政指発第 0831002 号

平成 17 年 8 月 31 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長

厚生労働省医政局指導課長



「国民の保護に関する基本指針」に基づく生活関連等施設の把握について
（病院及び診療所における生物剤及び毒素の保有状況調査）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置につきましては、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（平成 16 年法律第 112 号）第 32 条に基づく「国民の保護に関する基本指針」（平成 17 年 3 月）で定められているところです。

同指針において、生活関連等施設の所管省庁及び都道府県は、相互に緊密な連絡をとりつつ、その所管する生活関連等施設又はその区域内に所在する生活関連等施設を把握するものとされていることを踏まえ、生物剤及び毒素を保有する病院及び診療所の調査を実施いたします。

貴職におかれましては、管下の病院及び診療所に対し、別添の調査実施要領等に基づいて調査を行い、平成 17 年 11 月 11 日（金）までに下記担当者まで電子媒体にて調査表を提出していただくようお願いいたします。（電子媒体は別途送付いたします。）

また、8 月 31 日付けにて消防庁より各都道府県宛てに「生活関連等施設の安全確保の留意点について」が通知されたところでありますので、貴職におかれましては関連施設に対する留意点の通知、連絡網の構築等「国民の保護に関する基本指針」に定めるところにより適切な対応をよろしくお願いいたします。

なお、本調査によって把握された情報につきましては、総務省消防庁を經由して各都道府県の国民保護（防災）担当部局へ情報提供され、国民の保護のための措置の実施の用に供されることに限られ、個別の状況等について公表されることはありません。

別添 1：調査実施要領

別添 2：記入要領

別添 3：調査表

別添 4：参考資料

参考1：内閣官房国民保護ポータルサイト

<http://www.kokuminhogo.com/>

参考2：「生活関連等施設の安全確保の留意点について」の照会先

総務省消防庁総務課国民保護室

03-5253-7550

<http://www.fdma.go.jp/html/intro/form/kokumin.html>

担当者：厚生労働省医政局指導課

課長補佐：山下 護

係長：喜名 明子

係員：田川 幸太

電話：03-3595-2194（直通）

FAX：03-3503-8562

e-mail：seibutsuzai@mhlw.go.jp（専用アドレス）

(別添 1)

病院及び診療所における生物剤及び毒素の
保有状況調査実施要領

1. 調査対象施設について

都道府県管内の全ての病院及び診療所(歯科診療所を含む、以下「病院等」という。)
※大学附属病院については、文部科学省が同様の調査を行っているため、除外する。

2. 調査対象生物剤及び毒素について

病院等において保有している生物剤及び毒素(個別の種名については別添 2 記入要領参照)。

3. 調査時点について

設問 1～6 の施設名、管理者名等の一般的な情報については、平成 17 年 7 月 31 日現在で記入すること。

設問 7～16 の生物剤等の保有状況や、管理体制などについては、特定の日における状況を把握することが目的ではないので、平成 17 年 7 月の平均的な状況について回答すること。

4. 調査を行う者

調査は、病院及び診療所の開設者又は管理者において行われるものであり、貴職において病院等へ依頼した上、調査が適切に行われるよう、指導願いたい。

5. 調査方法及び提出方法について

調査表(別添 3)の各設問について、記入要領(別添 2)を参考に各病院等の状況を調査した上、都道府県において調査表 1 つに取りまとめ、電子媒体(Excel ファイル)にて厚生労働省医政局指導課の専用メールアドレスあて電子メールで送付すること。

厚生労働省に提出する調査表には、生物剤等を保有している病院等のみを記載し、生物剤等の保有が無い旨の回答があった病院等については、記載の必要が無いこと。

6. 問い合わせについて

調査の内容に関する疑義照会については、FAX 又は専用メールアドレスに対する電子メールを用いられたい。電話による疑義照会については、応じることが困難であるので御了解願いたい。

FAX : 03-3503-8562 (医政局指導課)

e-mail : seibutsuzai@mhlw.go.jp (専用メールアドレス)

7. 情報の取扱いについて

提出された情報については国民保護のための措置の目的以外には使用されることはない。貴職におかれても本調査に係る情報の取扱いに御注意されたい。

8. 提出先及び調査表提出期限

提出先は、医政局指導課まで（電子媒体をメールにて、専用メールアドレス宛送付）、締め切りは、平成17年11月11日（金）。

※御多忙中まことに恐縮ですが、調査の性質上締め切り厳守をお願いいたします。

病院及び診療所における生物剤
及び毒素の保有状況調査記入要領

設問 1 : 施設名を記入してください。

設問 2 : 開設者を記入してください。

設問 3 : 所在地の住所を記入してください。

設問 4 : 生物剤等を取り扱う上での管理責任者の氏名を記入し、同人の職名を () 内に記入してください。特定の管理責任者を置いていない場合は、施設の管理者 (院長等) の氏名と肩書きを同様に記入してください。

設問 5 : 当該施設の電話番号を書いてください。(代表電話で差し支えありません。)

設問 6 : 当該施設の F A X 番号を書いてください。

設問 7 : 各生物剤、毒素の保有状況を書いてください。保有していない生物剤等については、なにも記入する必要はありません。保有している生物剤等についてのみ、下記の凡例に従い、回答をアルファベットの半角大文字で記入してください。

- ・ 診療、治療の目的で保有している場合・・・A
- ・ 研究の目的で保有している場合・・・B
- ・ その他の目的で保有している場合・・・C

<以下の設問につきましては、設問 7 において、生物剤等の保有があると回答された施設のみ御回答下さい。>

設問 8 : 巡回等平素からの施設の自主的な警備の有無について、下記の凡例に従い記入してください。

- ・ 平素から巡回を行う等、施設の自主的な警備を行っている・・・A
- ・ 特に自主的な警備は行っていない・・・B

設問 9 : 生物剤等の取扱いについての管理規則 (マニュアル) の有無について、下記の凡例に従い記入してください。

- ・生物剤の取扱いについての独自の管理規則（マニュアル）を定めている。…A
- ・独自の管理規則は定めていないが、他の機関の管理規則（例：国立感染症研究所病原体管理規程等）を準用している。
- ・管理規則は定めていないが、施設の業務規程等の中で生物剤等の管理に関し定めている…C
- ・管理規則は存在しない…D

設問 10：生物剤等の管理・取扱い等に関し、専門的知見を持つ者等からなる安全管理委員会の有無について、下記の凡例に従い記入してください。

- ・安全管理委員会を設置している…A
- ・安全管理委員会を設置していない…B

設問 11：生物剤等の保管場所について、下記の凡例に従い記入してください。

- ・全ての保管場所が施錠されている…A
- ・一部の保管場所は施錠されている…B
- ・全く施錠されていない…C

設問 12：生物剤等の保管場所へのアクセス制限（指紋認証、磁気カード、パスワード、一人でのアクセス禁止、アクセス記録の保存等）の有無について、下記の凡例に従い記入してください。

- ・アクセス制限を実施している…A
- ・一部についてアクセス制限をしている…B
- ・アクセス制限を実施していない…C

設問 13：生物剤等の使用・管理についての管理記録の有無について、下記の凡例に従い記入してください。

- ①生物剤等の使用・管理を記録している
- ②上記について、管理責任者が定期的に確認を行っている。
- ・①②の両方を実施している…A
- ・①のみ実施している…B
- ・①②のいずれも実施していない…C

設問 14：生物剤等を譲受する際の体制について、下記の凡例に従い記入してください。

- ・譲渡する際には、譲渡先において適切な管理体制が整備されていることを確認し、管理責任者による承認手続きを必要とする（受領の場合も同様に承認手続きが必要）ことになっている…A

今回調査対象となる生物剤・毒素一覧

1 人に病原性を有する生物剤及び毒素

(1) ウイルス

痘そうウイルス、重症急性呼吸器症候群（SARS）コロナウイルス、エボラウイルス、マールブルグウイルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、黄熱ウイルス、チクングニヤウイルス、デング熱ウイルス、日本脳炎ウイルス、ウエストナイル熱、ニパウイルス、Bウイルス、狂犬病ウイルス、サル痘ウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス、ダニ媒介性脳炎ウイルス、高病原性トリインフルエンザウイルス、ハンタウイルス、フニンウイルス、マチュポウイルス、ラッサ熱ウイルス、リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス、ホワイトボックスウイルス、リフトバレー熱ウイルス、ポリオウイルス、E型肝炎ウイルス、A型肝炎ウイルス、リッサウイルス

(2) 細菌（クラミジア、リケッチアを含む。）

炭疽菌、Q熱菌、コレラ菌、壱壕熱リケッチア、赤痢菌、チフス菌、パラチフスA菌、発疹チフスリケッチア、鼻疽菌、類鼻疽菌、ウシ流産菌、ブタ流産菌、マルタ熱菌、ペスト菌、ボツリヌス菌、野兎病菌、日本紅斑熱リケッチア、ロッキー山紅斑熱リケッチア、ブルセラ属菌、ジフテリア菌、腸管出血性大腸菌、オウム病クラミジア、シラミ媒介性回帰熱ボレリア又はダニ媒介性回帰熱ボレリア、ライム病ボレリア、レジオネラ属菌、レプトスピラ

(3) 真菌

コクシジオイデス・イミチス

(4) 原生動物

単包条虫又は多包条虫、オリエンチアツツガムシ、熱帯熱マラリア原虫、三日熱マラリア原虫、卵形マラリア原虫又は四日熱マラリア原虫

(5) 毒素

ボツリヌス毒素、ウェルシュ菌毒素、黄色ブドウ球菌毒素、ペロ毒素、コレラ毒素、赤痢菌毒素、デアセトキシシルペノール毒素、アフラトキシン、アブリン、コノトキシン、T-2トキシン、HT-2トキシン、テトロドトキシン、ビスカムアルバムレクチン、ボルケンシン、ミクロシスチン、モデシン

2 家畜に病原性を有する生物剤

牛疫ウイルス、牛肺疫菌、口蹄疫ウイルス、アフリカ豚コレラウイルス

- ・そのような体制を取っていない・・・B

設問 15：生物剤等を廃棄する際の対応について、下記の凡例に従い記入してください。

- ・オートクレープ処理、薬剤等により不活化している・・・A
- ・不活化を実施していない・・・B

設問 16：紛失、事故、災害等が発生した場合の警察・消防等への通報体制について、下記の凡例に従い記入してください。

- ・紛失等が発生（発覚）した場合には警察等へ通報することとしている・・・A
- ・紛失等の場合の対応については未検討・・・B

(担当部局課室名)

[illegible]

(担当部局課室名)

[illegible]

(担当部局課室名)

記入方法は、記入要領に記載して

[illegible]

(担当部局課室名)

[illegible]

(担当部属課室名)

[illegible]

別添3

(都道府県名)

(担当部署課室名)

記入方法は、記入要領に記載して

設問1	設問7	設問7	設問7	設問7	設問7	設問7	設問7	設問7	設問7	設問7
施設名										
記入例 医療法人協賛会厚生病院	講習出席大講座	オウム病クラミジア	ライム病ボレリア	レジオネラ菌	レプトスピラ	コウモリイタズレイタズ	黒猫病又は多毛症	オリエンチアアノガン	肺炎性マラリア原虫	
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
回答A										
回答B										
回答C										
回答D										
合計										

(担当部局課室名)

[illegible]

(担当部局課室名)

[illegible]

(担当部局課室名)

[illegible]

【関係法規等】

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

(平成16年法律第112号 抄)

(生活関連等施設の安全確保)

第102条 都道府県知事は、武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、次の各号のいずれかに該当する施設で政令で定めるもの(以下この条において「生活関連等施設」という。)のうち当該都道府県の区域内に所在するものの安全の確保が特に必要であると認めるときは、関係機関の意見を聴いて、当該生活関連等施設の管理者に対し、当該生活関連等施設の安全の確保のため必要な措置を講ずるよう要請することができる。

- 一 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの
- 二 その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設

(危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止)

第103条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、武力攻撃事態等において、引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質(生物を含む。)で政令で定めるもの(以下この条及び第七百七条において「危険物質等」という。)に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、この法律その他法令の規定に基づき、それぞれその国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 前項の場合において、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長は、危険物質等の占有者、所有者、管理者その他の危険物質等を取り扱う者(次項及び第四項において「危険物質等の取扱者」という。)に対し、危険物質等の取扱所の警備の強化を求めることができる。

3 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長は、武力攻撃事態等において、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定める区分に応じ、危険物質等の取扱者に対し、次に掲げる措置のうち政令で定めるものを講ずべきことを命ずることができる。

- 一 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
- 二 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
- 三 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

4 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長は、前項の措置を講ずべきことを命ずるため必要があると認めるときは、危険物質等の

- 取扱者に対し、危険物質等の管理の状況について報告を求めることができる。
- 5 前各項の規定は、危険物質等に係る武力攻撃災害が発生した場合において、これを防除し、及び軽減するときについて準用する。

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令

(平成16年政令第275号 抄)

(生活関連等施設)

第二十七条 法第百二条第一項の政令で定める施設は、次のとおりとする。

十 法第百三条第一項の危険物質等の取扱所

(危険物質等)

第二十八条 法第百三条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の政令で定める物質は、次のとおりとする。

十 細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律(昭和五十七年法律第六十一号)第二条第一項に規定する生物剤及び同条第二項に規定する毒素(業としてこれらを取り扱う者が取り扱うものに限る。)

十一 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第六十五号)第二条第一項の毒性物質(同法第七条第一項の許可製造者、同法第十二条の許可使用者、同法第十五条第一項第二号の承認輸入者及び同法第十八条第二項の廃棄義務者並びに同法第二十四条第一項から第三項まで(同法第二十六条及び第二十七条において準用する場合を含む。)又は同法第二十八条の規定による届出をした者が所持するものに限る。)

○国民の保護に関する基本指針(平成17年3月 抄)

3 生活関連等施設の安全確保

①平素からの備え

○生活関連等施設の所管省庁及び都道府県は、相互に緊密な連絡を取りつつ、その所管する生活関連等施設又はその区域内に所在する生活関連等施設を把握するものとする。

○生活関連等施設の所管省庁は、消防庁、警察庁及び海上保安庁と緊密な連絡をとりつつ、その所管する生活関連等施設の種類ごとに、専門的知見に基づき、資機材の整備、巡回の実施の在り方など施設の特性に応じた安全確保の留意点を定めるものとする。この場合において、消防庁、警察庁及び海上保安庁は、生活関連等施設の所管省庁に対し、生活関連等施設の種類ごとに、施設の特性に応じた安全確保の留意点を助言するものとする。消防庁は、都道府県に対し、施設の安全確保の留意点を通知するものとする。

生活関連等施設に係る安全確保の留意点について

本年3月に閣議決定した「国民の保護に関する基本指針」において、生活関連等施設の所管省庁は、資機材の整備、巡回の実施の在り方など施設の特性に応じた安全確保の留意点を定めることとされています。

これに従い、今般、関係省庁が別添のとおり当該留意点を作成し、消防庁より都道府県に通知することとしましたので、お知らせします。

【本件連絡先】

内閣官房副長官補（安全保障・危機管理）付

内閣参事官 西藤 公司

電話： 03-5253-2111（内線82665）

○ 国民保護法

(生活関連等施設の安全確保)

第百二条 都道府県知事は、武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、次の各号のいずれかに該当する施設で政令で定めるもの（以下この条において「生活関連等施設」という。）のうち当該都道府県の区域内に所在するものの安全の確保が特に必要であると認めるときは、関係機関の意見を聴いて、当該生活関連等施設の管理者に対し、当該生活関連等施設の安全の確保のため必要な措置を講ずるよう要請することができる。

- 一 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの
- 二 その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設

2～8 (略)

○ 国民保護法施行令

(生活関連等施設)

第二十七条 法第百二条第一項の政令で定める施設は、次のとおりとする。

- 一 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第十号の電気事業者又は同項第十二号の卸供給事業者がその事業の用に供する発電所（最大出力五万キロワット以上のものに限る。）又は変電所（使用電圧十万ボルト以上のものに限る。）
- 二 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十三項のガス工作物（同項に規定するガス発生設備、ガスホルダー及びガス精製設備に限り、同条第三項の簡易ガス事業の用に供するものを除く。）
- 三 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第二項の水道事業又は同条第四項の水道用水供給事業の用に供する取水、貯水若しくは浄水のための施設又は配水池であって、これらの事業のため一日につき十萬立方メートル以上の水を供給する能力を有するもの
- 四 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第八条第一項の鉄道施設又は軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道施設であって、鉄道又は軌道を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するもののうち、当該施設の一日当たりの平均的な利用者の人数が十万人以上であるもの

五 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号の電気通信事業者（同法第九条の登録を受けた者に限る。）がその事業の用に供する交換設備（同法第三十三条第一項の利用者の電気通信設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該伝送路設備の電気通信回線の数が三万に満たないもの及び同項の移動端末設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該移動端末設備の数が三万に満たないものを除く。）

六 日本放送協会又は放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の三の一般放送事業者（同条第三号の四の受託放送事業者及び同条第三号の五の委託放送事業者を除く。）が同条第一号の二の国内放送を行う放送局（同条第三号の放送局をいい、人工衛星の無線局であるものを除く。以下この号において同じ。）であって、同法第二条の二第二項第三号に規定する放送系において他の放送局から放送（同法第二条第一号の放送をいう。以下この号において同じ。）をされる同法第二条第四号の放送番組を受信し、同時にこれをそのまま再送信する放送を主として行うもの以外のものの無線設備

七 港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十二条第一項第一号の国土交通省令で定める水域施設又は係留施設

八 空港整備法（昭和三十一年法律第八十号）第二条第一項の空港の同法第六条第一項の滑走路等及び当該空港の敷地内の旅客ターミナル施設並びに当該空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第四項の航空保安施設

九 河川管理施設等構造令（昭和五十一年政令第百九十九号）第二章の規定の適用を受けるダム

十 法第百三条第一項の危険物質等の取扱所

○ 国民の保護に関する基本指針（抄）

第4章 国民の保護のための措置に関する事項

第3節 武力攻撃災害への対処に関する措置

3 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の安全確保

① 平素からの備え

○生活関連等施設の所管省庁は、消防庁、警察庁及び海上保安庁と緊密な連絡をとりつつ、その所管する生活関連等施設の種類ごとに、専門的知見に基づき、資機材の整備、巡回の実施の在り方など施設の特性に応じた安全確保の留意点を定めるものとする。この場合において、消防庁、警察庁及び海上保安庁は、生活関連等施設の所管省庁に対し、生活関連等施設の種類ごとに、施設の特性に応じた安全確保の留意点を助言するものとする。消防庁は、都道府県知事に対し、施設の安全確保の留意点を通知するものとする。

○都道府県知事は、その国民保護計画で定めるところにより、生活関連等施設の管理者に対し、生活関連等施設に該当する旨及び施設の安全確保の留意点を通知するとともに、都道府県公安委員会及び海上保安部長等と協力して、施設の管理者に対して施設の安全確保の留意点を周知させ、併せて関係機関と施設の管理者との連絡網の構築に努めるものとする。

生活関連等施設の安全確保の留意点

(平成17年8月)

生活関連等施設の安全確保の留意点（生物剤・毒素等を取扱う施設）

平成 17 年 8 月
厚生 労働 省

1. 施設の種類

細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素を取扱う施設（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第27条第10号、第28条第10号）。

2. 施設の特性

- (1) 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素（以下「生物剤等」という。）を保有している施設。
- (2) 対象となる生物剤等は、人又は家畜に対して病原性を有しているもので別表に示すものとする。

3. 安全確保の留意点

- (1) 生物剤等の取扱いに当たっては、そのレベル分類（以下「BSL」という。）等に応じ、適切な設備の設置と運用を実施すること（病原体等のBSL及びBSLに応じた措置については、別表および国立感染症研究所病原体等安全管理規程（国立感染症研究所バイオセーフティ管理室ホームページ <http://www0.nih.go.jp/niid/Biosafety/kanrikitei/kanrikitei-bunyo.html>）に準拠すること）。
- (2) 生物剤等を保有している施設の管理者は、平素から巡回等により施設の自主的な警備に努めるとともに、生物剤等の管理責任者を任命し、その責任の所在を明確化して以下の事項を遵守させること。また、生物剤等の管理について知見を有する者等からなる安全管理委員会を設置し、意見を聴くこと。
 - ① 施設された冷蔵庫、冷凍庫等により適切に生物剤等を保管すること。
 - ② 保管場所へのアクセス制限等による盗難・紛失等の防犯対策を行うこと。
 - ③ 生物剤等の使用・管理を常に記録・保存するとともに、管理責任者が定期的に確認を行うこと。
 - ④ 生物剤等の譲渡に当たっては、譲渡先において適切な管理体制が整備されていることを事前に確認するとともに、管理責任者による承認手続き等を経ること。
 - ⑤ 生物剤等の譲受に当たっては、管理責任者による承認手続き等を経るとともに適切な管理を行うこと。
 - ⑥ 生物剤等の廃棄に当たっては、適切な方法（オートクレーブ処理、薬剤による消毒等）により確実に不活化すること。
 - ⑦ 紛失、事故、災害等がおこった場合の警察、消防、海上保安部署（臨海部に限る）等への通報体制を整備すること。
 - ⑧ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

4. 所管省庁の連絡先

【国立感染症研究所についての連絡先】

厚生労働省大臣官房厚生科学課

電話 03-3595-2171

FAX 03-3503-0183

【診療所についての連絡先】

厚生労働省医政局総務課

電話 03-3595-2189

FAX 03-3501-2048

【病院についての連絡先】

厚生労働省医政局指導課

電話 03-3595-2194

FAX 03-3508-8562

【医薬品産業についての連絡先】

厚生労働省医政局経済課

電話 03-3595-2421

FAX 03-3507-9041

【衛生検査所についての連絡先】

厚生労働省医政局経済課医療関連サービス室

電話 03-3595-2421

FAX 03-3507-9041

【保健所・地方衛生研究所についての連絡先】

厚生労働省健康局総務課地域保健室

電話 03-3595-2190

FAX 03-3503-8563

【ワクチン・抗毒素についての連絡先】

厚生労働省医薬食品局血液対策課

電話 03-3595-2395

FAX 03-3507-9064

【医薬品製造所についての連絡先】

厚生労働省医薬食品局審査管理課

電話 03-3595-2431

FAX 03-3507-9535

(別 表)

生物剤等リスト及びBSL

生物剤等については、平成16年7月23日付、内閣官房発文部科学省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省担当官宛「生物剤等のリストの今後の取扱いについて」による。

これに記載のない生物剤等については、国立感染症研究所病原体等安全管理規程等を参考にされたい。

レベル1 (1) 通常の微生物学実験室を用い、特別の隔離の必要はない。

(2) 一般外來者の立入りを禁止する必要はない。

- | | | |
|-------------------|---|--|
| 1. ウイルス: | } | ヒトに重篤な疾病を起こし、或いは動物に獣医学的に重要な疾患を起こす可能性のないもの。 |
| 2. 細菌: | | |
| 3. 真菌: | | |
| 4. 原生動物: | | |
| 5. 毒素: | | |
| 6. 家畜に病原性を有する生物剤: | | ヒト及び動物に対して重篤な疾患を起こす可能性がなく、伝播の危険性もないもの。 |

レベル2 (1) 通常の微生物学実験室を、場所・用途を限定した上で用いる。

(2) エアロゾル発生のおそれのある実験は生物学用安全キャビネットの中で行う。

(3) 実験進行中はドアを閉め、一般外來者の立入りを禁止する。

- | | |
|-------------------|--|
| 1. ウイルス: | 重症急性呼吸器症候群 (SARS) コロナウイルス、デング熱ウイルス、日本脳炎ウイルス、狂犬病ウイルス、サル痘ウイルス、高病原性トリインフルエンザウイルス、リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス、ポリオウイルス、E型肝炎ウイルス、A型肝炎ウイルス、 |
| 2. 細菌: | コレラ菌、赤痢菌、ボツリヌス菌、ジフテリア菌、オウム病クラミジア、シラミ媒介性回腸熱ボレリア又はダニ媒介性回腸熱ボレリア、ライム病ボレリア、レジオネラ属菌、レプトスピラ、蜱媒熱リケッチア、腸管出血性大腸菌 |
| 4. 原生動物: | 単包条虫又は多包条虫、熱帯熱マラリア原虫、三日熱マラリア原虫、卵形マラリア原虫又は四日熱マラリア原虫 |
| 5. 毒素: | ボツリヌス毒素、ウェルシュ菌毒素、黄色ブドウ球菌毒素、ペロ毒素、コレラ毒素、デアセトキシシルベノール毒素、アフラトキシン、アブリン、コノトキシン、T-2 トキシン、HT-2 トキシン、テトロドトキシン、ビスカムアルBUMレクチン、ボルケンシン、ミクロシスチン、モデシン |
| 6. 家畜に病原性を有する生物剤: | 牛疫ウイルス、牛肺疫菌 |

- レベル3 (1) 実験室及びそこへの廊下を含めた管理区域の立入り制限、二重ドア又はエアロックにより外部と隔離された実験室を用いる。
- (2) 壁、床、天井、作業台等の表面は洗浄及び消毒可能なようにする。
- (3) 排気系を調節することにより、常に外部から実験室内に空気の流入が行われるようにする。

- | | |
|-------------------|---|
| 1. ウイルス： | 黄熱ウイルス、チクングニヤウイルス、ウエストナイル熱、Bウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス、ダニ媒介性脳炎ウイルス、ハンタウイルス、リフトバレー熱ウイルス、ニパウイルス（大量に保持する場合はレベル4）、リッサウイルス |
| 2. 細菌： | 炭疽菌、Q熱菌、チフス菌、パラチフスA菌、発疹チフスリケッチア、鼻疽菌、類鼻疽菌、ウシ流産菌、ブタ流産菌、マルタ熱菌、ペスト菌、野兔病菌、ロッキー山紅斑熱リケッチア、ブルセラ属菌、日本紅斑熱リケッチア |
| 3. 真菌： | コクシジオイデス・イミチス |
| 5. 毒素： | 赤痢菌毒素 |
| 6. 家畜に病原性を有する生物剤： | 口蹄疫ウイルス、アフリカ豚コレラウイルス |

※…25cm² 細胞培養フラスコ×2以上で培養する量。

- レベル4 (1) 独立した建物として、隔離域とそれを取り囲む、サポート域を設ける。
- (2) 壁、床、天井はすべて耐水性かつ気密性のものとし、これらを通する部分（吸排気管、電気配線、ガス、水道管等）も気密構造とする。
- (3) 作業者の出入口には、エアロックとシャワーを設ける。
- (4) 実験室内の気圧は隔離の程度に応じて、気圧差を設け、高度の隔離域から、低度隔離域へ、又低度の隔離域からサポート域へ空気が流出しないようにする。
- (5) 実験室への給気は、1層のHEPAフィルタを通す、実験室からの廃棄は2層のHEPAフィルタを通して、外部に出す。この排気除菌装置は予備を含めて2組設ける。
- (6) 実験室とサポート域の間に実験器財の持ち込み及び取り出し用として、両面オートクレーブ及び両面ガス（エチレンオキサイド又はホルマリン）滅菌装置を設ける。
- (7) 実験室からの排水は120℃加熱滅菌し、冷却した後、一般下水へ放出する。
- (8) 実験は完全密閉のグローブ・ボックス型安全キャビネットの中で、行う。
- (9) 作業職員名簿に記載された者以外の立入りは禁止する。

- | | |
|----------|---|
| 1. ウイルス： | 痘そうウイルス、エボラウイルス、マールブルグウイルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、フニンウイルス、マチュポウイルス、ラッサ熱ウイルス、ホワイトボックスウイルス |
|----------|---|

平成17年9月16日
事 務 連 絡

各都道府県衛生主管（部）局
生活関連等施設調査担当者 殿

厚生労働省医政局指導課

生活関連等施設の把握に関する疑義について

生物剤等を保有する生活関連等施設（病院・診療所）の把握につきましては、平成17年8月31日付医政総発第0831001号及び医政指発第0831002号により作業をお願いしているところですが、その実施に当たり、これまでに都道府県よりいくつかの疑義が寄せられているところです。

代表的な疑義について別添のとおり回答いたしますので、各都道府県におかれましては御参考下さるようお願いいたします。

厚生労働省医政局指導課

山下、喜名、田川

TEL 03-3595-2194

FAX 03-3503-8662

e-mail seibutsuzai@mhlw.go.jp

これまでに寄せられた代表的な疑義照会と回答

問1：国立高度専門医療センター、国立ハンセン病療養所、国立病院機構についても都道府県にて調査を行う必要があるか。

回答：大学附属病院以外は全て（実施要領1参照）となっておりますので、都道府県にて調査をお願いいたします。

問2：調査表については、生物剤等を保有していない医療施設においても提出してもらう必要があるか。

回答：調査表については全ての医療機関に対し提出を依頼してください。その上で、国に調査表3を登録する際には、生物剤等の保有のある医療機関のみを記入してください。生物剤等を保有していない施設は提出しなくてよいということにいたしますと、生物剤等を保有していない医療施設と保有しているが調査表を提出しない施設を区別することが困難になるためです。

問3：ボツリヌス毒素は薬剤として使用される場合もあるが、これも調査対象に含めるのか。また、生ワクチンについてはどうか。

回答：基本的な考え方ですが、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」第102条に定めるとおり「その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがある」あるいは「その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせる恐れがあると認められる」要素があるかどうか判断のポイントとなります。

ボツリヌス毒素は、「Botox 注100」という商品名で整形等の医療現場において使用されている場合がありますが、一方において、炭疽菌、天然痘ウイルス、ペスト菌とともに生物兵器テロとして用いられる可能性が高い生物剤等として分類されております（下記【参考】参照）ので、薬剤として用いられているボツリヌス毒素につきましては調査対象とし、保有施設の把握をお願いいたします。

ポリオウイルス等の生ワクチンについてですが、御承知のとおり生ワクチンについては弱毒製の病原体を用いているため、国民生活や周辺の地域に著しい被害を及ぼす可能性は低いと考えられますので、調査の対象外と致します。

【参考】生物兵器テロの可能性が高い感染症について（平成13年10月15日）

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/0110/h1015-4.html>

問4：施設としてではなく、施設に勤務する研究者等が個人的に保有している生物剤等も対象となるか。

回答：今回調査は施設を対象としているため、個人が保有している生物剤等については原則対象外となります。ただし、当該個人が施設内において生物剤等を保管する等、施設内に生物剤等が存在しているような場合には、施設において管理されているも

のであり、本調査の趣旨に鑑み把握をお願いいたします。

問5：患者から採取した血液・臓器等（検体等）に生物剤等が含まれている場合については対象となるか。

回答：対象となります。（実施要領にある通り、平成17年7月の平均的な状況について回答をお願いいたします。）

問6：各関係団体等へは連絡済みか。

回答：日本医師会をはじめ、下記の団体につきましては、都道府県に対する調査依頼とあわせて協力依頼を発出しております。

独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、社団法人全国社会保険協会連合会、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協議会、社団法人日本病院会、社団法人全日本病院協会、社団法人日本精神科病院協会、社団法人日本医療法人協会、社団法人全国自治体病院協議会